

第4次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みの実施状況について（生活場面「地域やまちで過ごす」）

資料1

具体的な取組み	目標	直近の実施状況(平成26年度又は平成27年度)	目標達成に向けた課題
(1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ①入所施設からの地域生活への移行			
<p>○入所施設利用者の地域移行の推進(推進G、整備G)</p> <p>市町村の基幹相談支援センターや地域相談支援事業者等との連携のもと、地域移行支援・地域定着支援が推進されるよう、援護の実施主体である市町村を支援していきます。</p> <p>また、入所施設に対して、施設利用者が地域移行するための支援計画の作成及びそれに基づく適切な支援を提供するよう指導します。</p> <p>なお、施設入所支援については、待機者が相当数存在しており、入所者が地域移行等により退所した場合であっても、すぐに新たな入所者が発生し、入所者数の減少を見込むことが困難であることから、入所施設の地域生活を支えるための機能を活用し、地域での生活を継続できるように取組みを進めます。具体的には、入所施設の定員の一部を短期入所として活用すること等により、短期入所の整備をより進めていく等の検討を行います。</p>	<p>目標値(平成29年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所施設利用者の地域移行目標 14.9%(平成25年度末時点の施設入所者数と比較) 入所施設利用者の減少目標 ▲5.6%(平成25年度末時点の施設入所者数と比較) 	<p>(平成27年度)</p> <p>地域移行状況等調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入所施設からの地域移行者数[H26.4 から H27.9 までの実績] 250人(H25末比:5.0%) ○入所施設利用者の減少[H27.10.1時点] 104人(H25末比:▲2.1%) 	<ul style="list-style-type: none"> ○入所者の状況把握や動機づけを行う仕組みが不十分。 ○地域で暮らすための十分なサービスの提供体制や、住まいの場の確保が必要。 ○地域における関係機関の連携強化が必要
<p>○地域移行・地域定着支援のための推進体制の整備(整備G)</p> <p>入所施設からの地域移行・定着支援については、基幹相談支援センター等に配置される地域体制整備コーディネーターが施設入所者の意向確認や意識醸成等、地域移行に至るまでの総合的な調整等の機能を担い、指定一般相談支援事業者による円滑な支援につないでいけるよう市町村に働きかけます。</p>		<p>(平成27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターの設置(平成28年3月末現在) ・設置市町村数:28市町村 	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターの運営については、地域生活支援事業補助金(基幹相談支援センター等機能強化事業)が財源とされていることから、市町村において十分な財源が確保できない。
<p>○障がい児施設における地域移行の推進(発達G)</p> <p>障がい児入所施設における18歳以上の利用者の地域移行に取り組む施設に対し、活動費の助成等支援します。</p>	<p>目標値(平成29年度末)</p> <p>地域移行を進め、18歳以上の障がい児入所施設利用者ゼロ</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>18歳以上の障がい児施設入所者数105名、うち地域移行等退所者43名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○重度・重複障がいや強度行動障がいのある方の地域生活を支える社会資源の不足。
(1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ②精神科病院からの地域生活への移行			
<p>○精神障がい者の社会的入院の解消(整備G)</p> <p>退院可能なすべての精神障がい者の円滑な地域移行を進めるため、地域移行のノウハウを有する相談支援事業所および退院促進ピアサポーター等により、精神科病院における長期入院患者等に対して、地域移行支援導入に向けた継続的な働きかけを行います。また、保健所等の専門機関は、市町村及び相談支援事業所等の地域関係機関を支援します。</p>	<p>目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年6月に入院した患者の入院後3ヶ月時点(平成28年8月)の退院率を64%以上とする 平成28年6月に入院した患者の入院後1年時点(平成29年5月)の退院率を91%以上とする 平成29年6月末時点の在院期間1年以上の長期在院者数を、平成24年6月末時点から18%以上削減する <p>※上記に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①長期入院精神障がい者の地域移行にかかる研修会等の実施回数 ②退院促進ピアサポーターの活動回数 <p>についても毎年の状況を把握</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>国のモデル事業「長期入院精神障がい者地域移行総合的推進体制検証事業」を活用し、これまでの府の取り組みの効果等について検証を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○16保健所圏域の相談支援事業所に精神障がい者地域移行アドバイザー派遣業務を委託し、地域体制整備コーディネートを実施 ○ピアサポーターによる精神科病院長期入院者への働きかけ、精神科病院の職員に対し地域移行に関する研修を実施 ・退院促進ピアサポーターの活動回数 延べ959回 ・地域移行にかかる研修会等の実施回数 <p>【精神科病院職員研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体研修 1回(府内62病院対象) 98名受講 院内研修 延べ41回((府内25病院で実施) 延べ1,181名受講) <ul style="list-style-type: none"> ○入院後3ヶ月時点の退院率[H27.6末調査の速報値] 63.2% ○入院後1年時点の退院率[H27.6末調査の速報値] 91.5% ○在院期間1年以上の長期在院者数の削減[H27.6末調査の速報値] 1,003人(H24.6末比:9.2%) 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神科病院が研修実施した場合の診療報酬上の評価や、参加者の勤務時間への参入を認めるなどの環境整備。 ○地域体制整備コーディネーターの専任化、保健所圏域あるいは二次医療圏単位での配置を検討。 ○ピアサポーター育成や活用にかかる統一した資格や基準等の検討。 ○地域移行支援申請前の、長期入院患者に対する退院意欲の喚起や、地域生活が体験できる機会の提供。 ○関係行政機関(府・保健所・市町村)の役割整理。 ○精神科病院の地域偏在等により生じている課題の解決(大阪市・堺市と協議・調整)。
<p>○精神障がい者への障がい福祉サービス等の情報周知(整備G・地域保健課)</p> <p>精神障がい者に対する障がい福祉サービス等の情報の周知と障がい受容の支援を行います。障がい福祉サービス等の情報を身近な市町村において一元的に提供できるよう、市町村障がい者相談支援事業の充実を支援します。刊行物やホームページによる情報提供の他、ピアサポーターの活用など、情報提供の一層の充実に努め、精神障がい者の自立活動を支援します。</p>		<p>(平成27年度)</p> <p>こころの健康総合センターにおいて、市町村精神保健福祉業務担当職員研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村および関係機関精神保健福祉業務担当者研修 ・新任研修(前期・後期)4~5日間(8講義×2回) 延べ463名 ・現任研修(ステップアップ研修・スキルアップ研修) 延べ41名 <p>保健所精神保健福祉担当者が、市町村に対して必要な助言、情報提供を行うとともに、自立支援協議会等を通じ、関係機関の連携体制を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健所における市町村職員等への専門的見地からの助言 延べ2,361回 <p>こころの健康総合センターは、保健所とともに、情報の提供、会議運営の助言などの技術的支援を行った。</p> <p>退院促進ピアサポーターによる地域移行の働きかけを、府内の精神科病院の院内交流会等において実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、取り組みを推進していく。

第4次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みの実施状況について（生活場面「地域やまちで過ごす」）

		<p>施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○退院促進ピアサポーターの活動回数 延べ 959 回 	
(2) 入所施設の今後の機能のあり方			
<p>○障がい者支援施設における施設入所支援サービスの充実等 (推進G)</p> <p>施設が地域により開かれた運営を行うよう助言していくとともに、入所者の社会生活能力を高めるよう、施設が個別支援計画に基づいて行う支援について、研修等により助言・指導を行い、利用者サービスの向上を図ります。</p> <p>また、施設とともに入所施設の今後の機能のあり方について検討していきます。</p>		<p>(平成 27 年度)</p> <p>障がい者支援施設のサービスの質の向上を図るため、集団指導(年1回)や実地指導(平成 27 年度実績:3施設)を実施した。</p>	○引き続き、取組みを推進していく。
<p>○大阪府立障がい者支援施設の運営 (地推G・整備G)</p> <p>大阪府立砂川厚生福祉センターは、強度行動障がい者や触法障がい者など民間で対応が困難な障がい者を支援する特化型施設として、新たな支援方策の研究や民間事業所に対する研修等の実施を図ります。</p> <p>大阪府立金剛コロニーは、段階的・計画的に地域移行を促進し、施設の再編と民営化を図ります。</p>		<p>(平成 27 年度)</p> <p>砂川厚生福祉センターでは、民間事業所に対する研修等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修 <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障がい支援リーダー養成研修:20 事業所 延べ 6 日間 公開講座 213 名(2 回) ・強度行動障がい支援者養成研修(実践研修):修了者 274 名 ・社会関係障がい支援専門研修(フォローアップ研修):3 事業所 延べ 6 日間 ・触法障がい者等支援機関団体交流会研修 ○取組み <ul style="list-style-type: none"> ・窃盗回避プログラムの取組み「窃盗防止の10カ条」の発行 600 部 <p>府立金剛コロニーでは、同施設利用者の地域生活への移行を積極的に進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 27 年度地域移行者数 48 名(平成 18 年度以降の累計 594 名※) ※(福)大阪府障害者福祉事業団立入所施設等への移行者を含む。 	○引き続き、取組みを推進していく。
<p>○施設職員等に対する研修の実施 (指導監査課)</p> <p>施設職員の障がい者への理解を高めるとともに資質向上を図るため、リスクマネジメント、個人情報保護、人権研修、利用者本位の支援、感染症予防対策等にかかる研修を実施します。セーフティネットのソーシャルインクルージョン研修については、法人役員や施設長等も研修対象にします。</p>	<p>目標値(平成29年度まで)</p> <p>各年度の委託研修受講者数 10,000人/年(障がい者施設・事業所を含む全施設・事業所の受講者数)</p>	<p>(平成 27 年度)</p> <p>社会福祉施設職員や障がい福祉・介護保険事業所職員等の資質向上・優秀な人材の確保・養成のために、利用者本位、セーフティネット、ソーシャルインクルージョン、リスクマネジメント、個人情報保護、小規模施設支援、職階別などの福祉職員等研修の委託を行った。併せて、研修受講者が様々な人々の立場や状況等の理解を深められるよう、人権研修の委託を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉と人権の研修ネットワークおおさか共同企業体(大阪府社会福祉協議会・地域福祉推進財団)への委託研修 <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数:社会福祉施設職員等 3,802 人、同左人権研修 1,585 人、障がい福祉・介護保険事業所職員等 3,251 人、同左人権研修 872 人 <p>社会福祉施設職員の職務に対する基本的・専門的知識の習得や各種の課題に対応するため、大阪府社会福祉協議会が行う研修への補助を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪府社会福祉協議会実施研修への補助 <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数: 4,112 人 	○概ね計画通りであり、引き続き、取組みを推進していく。
(3) 地域で暮らし続ける ①グループホームなど住まいの確保			
<p>○障がい者グループホームの設置促進 (整備G、都市居住課、経営管理課)</p> <p>障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備助成や、公営住宅の空き家の活用、民間賃貸住宅の活用により、住まいの場であるグループホームの量的確保に努めます。</p> <p>グループホームの設置については、公営住宅の活用のほか、UR(都市再生機構)賃貸住宅や公社賃貸住宅のグループホームの活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。</p>	<p>目標値(平成27年度から29年度)</p> <p>公営住宅のグループホームとしての活用243人分</p> <p>《参考》</p> <p>グループホーム必要見込量(平成29年度) 8,291人/月</p>	<p>(平成 27 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者グループホーム実利用者総数 <ul style="list-style-type: none"> ・(集計中)人/月【大阪市(集計中)/月含む】 (大阪市を除く(集計中)人/月の内訳) <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者:(集計中)人/月 ・知的障がい者:(集計中)人/月 ・精神障がい者:(集計中)人/月 ○市町村営住宅における知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者グループホーム・ケアホームとしての活用件数(大阪市を除く)。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度新規 0 箇所 0 戸 利用者数 0 人 ・平成 24~27 年度 5 箇所 7 戸 利用者数 15 人 ○府営住宅における知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者グループホーム・ケアホームとしての活用件数(大阪市を除く)。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度新規 20 箇所 29 戸 利用者数 58 人 	○消防法令の改正により、消防設備等の設置義務が強化されたことで、既存住宅をグループホームとして活用する際に負担が生じ、今後、設置が進まない可能性がある。

第4次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みの実施状況について（生活場面「地域やまちで過ごす」）

		・平成25～27年度 63箇所 90戸 利用者数181人	
○グループホーム世話人の養成(整備G) グループホームにおける支援の充実を図るため、さまざまな障がいに対応した研修を実施し、世話人等の資質向上に努めます。	目標値(平成27～29年度) 養成人数250人	(平成27年度) グループホーム・ケアホームにおいて、障がい者の日常生活の援助を行う世話人等が、日々の援助に必要な知識や情報を得ること、サービスの質の向上を図ることを目的として研修を実施した。 実施日程:平成28年3月1、2日 受講者数:延べ117人	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。
○重度重複障がい者・医療的ケアが必要な障がい者等のグループホームの整備(整備G) 重度重複障がい者や医療的ケアが必要な障がい者等も利用できるグループホームの整備促進のための検討を行います。		(平成27年度) ○整備促進に向けて検討。	○引き続き検討を進めていく。
○公営住宅の障がい者向け募集の実施(都市居住課、経営管理課) 障がい者向け住宅の供給確保を図るため、府営住宅において、特別枠(「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」)により入居者を募集する優遇制度を実施しています。 市町営住宅においても、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」(平成23～32年度)に基づき、障がい者のいる世帯や高齢者世帯の優先入居等の促進を図ります。	目標値 府営住宅については、公募戸数の概ね6割を福祉世帯向けなどの特別枠で募集しており、引き続きその確保を図る	(平成27年度) ○市町村営住宅における障がい者世帯の優先入居実施状況(大阪市除く) ・5市 20戸(応募件数:43件 倍率:2.2倍) (参考) 平成27年度全募集総数 29市町 798戸(応募件数:5,852件 倍率:7.3倍) ○府営住宅における、特別枠(「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」)の入居者募集の状況 ・府営住宅募集戸数 3,402戸(一般世帯向け及び福祉世帯向けのみ) ・福祉世帯向け募集住宅 募集戸数 2,070戸 応募者数 24,814人 (障がい者世帯、ひとり親世帯、ハンセン病療養所入所者等の世帯、高齢者世帯、犯罪被害者等の世帯、障がい者手帳の交付を受けている単身者等) ・特別設計住宅(車いす常用者世帯向け住宅) 募集戸数 83戸 応募者数 380人 ※福祉世帯向け募集住宅は公募戸数の概ね6割を特別枠で募集しており、引き続き推進していく	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。
○障がい者に配慮した公的賃貸住宅の整備・改善の促進(都市居住課、経営管理課) ▼公的賃貸住宅の供給促進 公的賃貸住宅を建設する際は、住戸内、共用部分、屋外アプローチの段差解消及び浴室、便所、共用階段、共用廊下、屋外アプローチに手すりの設置を行うなどのバリアフリー化を実施するとともに、可能な限りエレベーターを設置します。 ▼既設住宅のバリアフリー化 既設の公的賃貸住宅において、住戸内の段差解消や浴室、便所の手すりの設置等を行うとともに、共用階段、屋外アプローチの手すりの設置、段差の解消等の屋外のバリアフリー化を推進します。 既設のエレベーターのない中層公的賃貸住宅において、事業主体の状況に応じてエレベーターの設置を促進します。 ▼車いす常用者世帯向け住宅の建設 府営住宅において、車いす常用者世帯向けに、浴室や洗い場、便器の選択、流し台の高さや手すりの位置などを身体状況に合わせて設計するMAI(マイ)ハウスを供給します。 また、市町村が建設等を行う公営住宅についても、車いす常用者世帯のための住宅の建設を促進します。 ▼車いす常用者世帯向けの住宅改善 既設の公営住宅の改善により、車いす常用者世帯向け住宅の確保に努めます。	目標値 ・府営住宅におけるMAIハウスの建設戸数 220戸(平成23～32年度) ・府営住宅における車いす常用者世帯向け改善事業実施戸数 40戸(平成23～32年度) ※「大阪府営住宅ストック総合活用計画」(平成23～32年度)に基づく目標値	(平成27年度) ○市町村営住宅等における整備(バリアフリー化の推進・エレベーターの設置等) ※【市町村営住宅(政令市除く)】/【公社】 ・新規住宅の整備数(建替え・借上げ含む) バリアフリー対応(うち、車いす常用者世帯向け) 296戸(4戸)/0戸(0戸) ・既存住宅の整備数 バリアフリー改善 9戸 / 0戸 エレベーター設置 0基 / 0基 ○府営住宅における整備(バリアフリー化の推進・エレベーターの設置等) ・建替事業における整備戸数 あいあい住宅 1,103戸 ・改善事業における整備数 住戸内バリアフリー化事業 1,010戸 団地内バリアフリー化事業 0団地 中層エレベーター設置事業 50基 ○建替事業における整備戸数 ・MAIハウス 21戸 ○改善事業における整備戸数 ・車いす常用者世帯向け改善事業 1戸	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。

第4次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みの実施状況について（生活場面「地域やまちで過ごす」）

<p>○民間賃貸住宅への入居促進</p> <p>▼大阪あんしん賃貸支援事業（都市居住課）</p> <p>民間賃貸住宅市場を有効に活用し、高齢者や障がい者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の登録、および登録情報の提供を行う「大阪あんしん賃貸支援事業」について、引き続き住宅・協力店の登録、情報提供を実施するとともに、事業対象者の拡大や登録住宅等の要件、居住支援のあり方などの検討を行い、充実を図ります。</p> <p>▼指導監督基準の周知・啓発と適正な運用（建築振興課）</p> <p>「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対し、同基準の適正な運用に努めます。</p> <p>▼各主体が連携・協働するネットワークの構築と居住支援に関する取組み（都市居住課 安心居住推進G）</p> <p>民間賃貸住宅への円滑入居や、見守りや相談体制などの課題を共有・検討し、新たな住宅セーフティネット構築をめざして、行政と不動産関係団体や居住の支援を行う団体等による居住支援協議会を立ち上げ、居住支援に関する各種取組みを進めます。</p> <p>▼地域移行・地域定着支援の推進（整備G）</p> <p>地域生活を希望する障がい者に対し、地域相談支援の円滑な実施や住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施促進、あんしん賃貸支援事業との連携を図り、地域移行の推進や地域で暮らす障がい者の安全・安心な生活を支援します。</p>	<p>目標値</p> <p>・大阪あんしん賃貸支援事業の登録住宅戸数 5,000戸（平成32年度）</p> <p>・宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合 100%（平成27年度）</p>	<p>（平成27年度）</p> <p>大阪あんしん賃貸支援事業について、あんしん賃貸住宅の登録促進に向け、宅地建物取引業団体等を通じた働きかけを行ったほか、府内各地の不動産店への啓発活動に努めた。また、地図や条件から検索可能な「あんしん賃貸検索システム」の運用を行った。</p> <p>○登録数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あんしん賃貸住宅 7,497戸 ・協力店 452店舗 ・居住支援団体 8団体 <p>指導監督基準の周知・啓発について、平成23年1月1日に施行した「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」において、賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子（父子）家庭であるという理由だけで入居申込みを拒否する行為などを行政指導の対象とすることとし、府HPや研修等を通じて宅建業者に周知啓発を行った。また、パンフレット、研修等により、障がい者等の民間賃貸住宅への入居促進に向けて啓発を行った。なお、当該年度において、人権に係る「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」に抵触する事案はなかった。</p> <p>各主体が連携・協働する仕組みづくりについて、平成27年3月に設立した「Osakaあんしん住まい推進協議会」において、府内各地での住まい探しイベントの開催や、居住支援に関するセミナー等を実施し、障がい者等の居住の安定確保に努めた。</p>	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取組みを推進していく。</p>
<p>○障がい者向けの民間賃貸住宅の供給（都市居住課 安心居住推進G、地推G、整備G）</p> <p>障がい者の地域生活の場を確保するために、障がい者がサービスを受けながら安心して暮らせる民間賃貸住宅について検討します。</p>		<p>（平成27年度）</p> <p>「Osaka あんしん住まい推進協議会」を通じて宅地建物取引業団体等と意見交換を実施した。障がい者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できる環境整備の一環として、家主・不動産事業者向けの冊子を、宅地建物取引業団体等を通じて配布・啓発した。</p>	<p>○引き続き、取組みを推進していく。</p>
<p>○住宅改造に対する支援（整備G、都市居住課 空家対策推進G）</p> <p>建築技術者が障がい者向けの住宅改造の相談に的確に応じることができるよう、「大阪の住まい活性化フォーラム」において、必要な基本的知識や具体的な進め方について理解を深めることを目的に、事業者の技術力向上の一環として、研修会等を開催します。</p> <p>また、重度障がい者等の住宅を障がいの程度及び状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する場合に、改造費用を助成する市町村を支援します。</p>		<p>（平成27年度）</p> <p>平成11年度から実施してきた「高齢者・障がい者向け住宅改造研修事業」は、制度創設から13年が経過し受講者数も減少したため、平成24年度に終了した。</p> <p>平成25年度からは官民連携による「大阪の住まい活性化フォーラム」において、建築士、住宅リフォーム事業者の方や医療・福祉・介護領域の方で住宅改造に携わる方を対象に、必要な基礎知識や具体的な進め方について理解を深めることを目的に研修会を実施した。</p> <p>さらに、平成27年度はATCと連携し、健康・福祉・介護関連の常設展示場の見学会も開催した。</p> <p>○参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研修修了者 29名 ・実践研修修了者 30名 <p>重度障がい者等が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる基盤づくりを推進するため、住宅改造への助成を実施する26市町村に対して助成を行った。</p> <p>○対象世帯数 118世帯 助成額 27,725千円 ※政令市・中核市は補助対象外</p>	<p>○引き続き、取組みを推進していく。</p>
<p>○生活福祉資金（住宅貸付）の貸付（社会援護課）</p> <p>障がい者等を含む世帯に対して、住宅の増築、改築、拡張、補修、保全に必要な経費の貸付を行います。</p>		<p>（平成27年度）</p> <p>居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費等（生活福祉資金）の貸付けを大阪府社会福祉協議会で実施した。なお、貸付限度額は250万円、償還期間は7年以内（据置期間6か月）となっている。</p> <p>○H26年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付決定件数 18件 ・貸付決定金額 32,088,000円 <p>○H27年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付決定件数 21件 ・貸付決定金額 25,211,000円 	<p>○引き続き、取組みを推進していく。</p>
<p>(3) 地域で暮らし続ける ②必要な福祉サービスの確保</p>			

第4次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みの実施状況について（生活場面「地域やまちで過ごす」）

<p>○短期入所の充実(地サG、推進G)</p> <p>市町村において、自立支援協議会などを活用し、より充実したサービスの提供が行われるよう、基盤整備に向けた取組みを支援します。</p> <p>また大阪府内のどの地域においても、身近なところで必要な短期入所サービスが利用できるよう、短期入所事業所の拡大に努めます。</p> <p>とりわけ、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者などへの対応や緊急に利用する場合の対応など、利用者の多様なニーズに応じたサービス提供が行われるよう事業所や市町村と連携を図るとともに、ニーズに対応できる短期入所事業所について、市町村とも連携して充実に努めます。</p>	<p>必要見込量(平成29年度)</p> <p>短期入所:32,439人日/月(内訳)</p> <p>身体障がい者:7,728人日/月</p> <p>知的障がい者:20,140人日/月</p> <p>精神障がい者:810人日/月</p> <p>障がい児:3,761人日/月</p> <p>《参考》</p> <p>平成25年度:22,284人日/月</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>短期入所の大阪府域における必要見込み量に対する実績は以下の通り。</p> <p>○短期入所利用実績値</p> <p>・(集計中)人日/月【大阪市(集計中)人日/月含む】</p> <p>(大阪府を除く(集計中)人日/月の内訳)</p> <p>・身体障がい者:(集計中)人日/月</p> <p>・知的障がい者:(集計中)人日/月</p> <p>・精神障がい者:(集計中)人日/月</p> <p>・障がい児:(集計中)人日/月</p> <p>市町村に対する短期入所に関する照会を行い現状を把握した。</p> <p>平成24～25年度 障がい者自立支援協議会重症心身障がい児者地域ケアシステム検討部会において、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域ケアシステムを構築するための課題及び推進方策を検討し、報告書としてとりまとめ、今後取り取むべき課題を整理検討し、具体的な提言(①ライフステージに応じた一貫した相談体制の整備②医療と介護の連携強化③障がい福祉サービス等の充実強化)を受けた。</p> <p>平成26～27年度 取り組むべき課題の提言を踏まえ、医療機関を含む様々な分野が参画した重症心身障がい児者の地域ケアシステムを実践する「ケアコーディネート事業」を実施した。</p> <p>○平成26年度 1圏域(南河内)</p> <p>○平成27年度 5圏域(豊能、三島、北河内、中河内、泉州)</p> <p>障がい福祉サービス等の充実強化のために医療機関の空床を活用する「医療型短期入所整備促進事業」を実施した。</p> <p>○平成26年度 3病院(三島、南河内)</p> <p>○平成27年度 新規:6病院、計:9病院(豊能、三島、北河内、南河内、泉州)(調整中含む)</p>	<p>○引き続き、取組みを推進していく。</p>																				
<p>○在宅難病患者一時入院確保事業の実施(地域保健課)</p> <p>医療的ケアが必要な在宅難病患者が介護者の疾病等の理由により、緊急に在宅での介護等を受けることが困難になった場合、医療機関への補助により、一時入院することが可能な病床を確保することで、当該患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ります。</p>	<p>(参考:平成28年度確保分)</p> <p>難病患者一時入院分:49日/年(府全域)</p> <p>※平成27年度に引き続き、平成28年度も、体制を確保している。</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>難病患者一時入院分 70日/年(府全域を確保)</p>	<p>○引き続き、取組みを推進していく</p>																				
<p>○在宅障がい者へ支援体制の充実(整備G)</p> <p>地域定着支援など、障がい者が地域生活を継続していくための制度の推進等を図るとともに、「親なき後」など一人暮らしの障がい者等が、安心して地域での生活を送ることができるよう、市町村に対する必要な助言等を通じて支援体制の充実に努めます。</p>		<p>(平成27年度)</p> <p>地域生活支援拠点等整備に関する検討状況を把握するため、府内43市町村に対し、8月にヒアリング、12月に調査を実施した。</p> <p>地域生活支援拠点等の整備に係る課題等について、厚生労働省に疑義照会及び要望を実施し、必要な情報について府内43市町村に提供した。</p>	<p>○地域生活支援拠点等については、23市町村から未検討との回答。</p> <p>○地域生活支援拠点等に特化した報酬上の評価がない。</p> <p>○何をもって地域生活支援拠点を整備したと言えるのか、地域生活支援拠点等整備に関する明確な指針等がない。</p>																				
<p>○地域生活支援拠点の整備(整備G)</p> <p>障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点等について、市町村又は各圏域において、既存資源等を含め地域の実情を把握した上で、必要な機能の整備・連携が図られるように必要な情報提供や助言を行います。</p>	<p>目標値(平成29年度まで)</p> <p>各市町村が市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも一つを整備</p>																						
<p>○生活訓練・指導の実施(社参G)</p> <p>障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者家庭訪問指導事業 ・オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練事業 ・音声機能障がい者発声訓練事業 ・その他身体障がい者生活訓練事業 		<p>(平成27年度)</p> <p>障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導など日常生活の支援を行った。</p> <table border="0"> <tr> <td>○視覚障がい者家庭訪問指導事業</td> <td style="text-align: right;">のべ468人</td> </tr> <tr> <td>○オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)</td> <td style="text-align: right;">のべ170人</td> </tr> <tr> <td>○日常生活支援事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・野外活動訓練</td> <td style="text-align: right;">のべ1,354人</td> </tr> <tr> <td>・視覚障がい者用情報機器操作訓練</td> <td style="text-align: right;">のべ151人</td> </tr> <tr> <td>・ろうあ者手話講座</td> <td style="text-align: right;">のべ147人</td> </tr> <tr> <td>・脊髄損傷者車いす操作訓練</td> <td style="text-align: right;">のべ75人</td> </tr> <tr> <td>・自動車安全運転講習会</td> <td style="text-align: right;">のべ71人</td> </tr> <tr> <td>・筋ジストロフィー児(者)外出訓練</td> <td style="text-align: right;">のべ71人</td> </tr> <tr> <td>・吃音教室</td> <td style="text-align: right;">のべ267人</td> </tr> </table>	○視覚障がい者家庭訪問指導事業	のべ468人	○オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)	のべ170人	○日常生活支援事業		・野外活動訓練	のべ1,354人	・視覚障がい者用情報機器操作訓練	のべ151人	・ろうあ者手話講座	のべ147人	・脊髄損傷者車いす操作訓練	のべ75人	・自動車安全運転講習会	のべ71人	・筋ジストロフィー児(者)外出訓練	のべ71人	・吃音教室	のべ267人	<p>○引き続き、取組みを推進していく。</p>
○視覚障がい者家庭訪問指導事業	のべ468人																						
○オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)	のべ170人																						
○日常生活支援事業																							
・野外活動訓練	のべ1,354人																						
・視覚障がい者用情報機器操作訓練	のべ151人																						
・ろうあ者手話講座	のべ147人																						
・脊髄損傷者車いす操作訓練	のべ75人																						
・自動車安全運転講習会	のべ71人																						
・筋ジストロフィー児(者)外出訓練	のべ71人																						
・吃音教室	のべ267人																						
<p>○高次脳機能障がい者の社会復帰支援(地推G)</p> <p>高次脳機能障がいの特性に対し、さまざまな障がい福祉サービス事業所できめ細かな</p>	<p>目標値(平成29年度まで)</p> <p>・ハンドブックの適宜更新を行い、</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>大阪府高次脳機能障がい地域支援ネットワーク資源マップの情報を精査し、新情報へ更新・新たに発行</p>	<p>○高次脳機能障がい者地域支援ネットワークの早期自立に向けたネットワークと府の担</p>																				

第4次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みの実施状況について（生活場面「地域やまちで過ごす」）

<p>対応ができるよう、身近な地域での支援ネットワークの構築やハンドブック等を活用した支援ノウハウの普及により、社会復帰支援体制を整備します。</p>	<p>ネットワーク参画機関等に配布 ・高次脳機能障がい地域支援ネットワークの構築 8圏域(すべての二次医療圏¹)</p>	<p>した。 高次脳機能障がい者地域支援ネットワークのさらなる発展・早期の自立に向けて、障がい者医療・リハビリテーションセンターが地域支援ネットワークの世話人会・役員会等へ助言等を実施した。</p>	<p>うべき役割分担の構築。</p>
<p>○身体障がい者補助犬の普及促進(社参G) 障がい者の自立と社会参加を一層推進するため、身体障がい者補助犬の普及・啓発を行っています。</p>		<p>(平成27年度) 身体障がい者補助犬貸与事業により、補助犬を希望する身体障がい者に対して、補助犬5頭(盲導犬2頭、聴導犬2頭、介助犬1頭)を育成・貸与した。 身体障がい者補助犬の普及促進を図るため、共に生きる障がい者展等においてイベントを行った。</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○リフト付き福祉タクシーの利用促進(社参G) 障がい者の社会参加を促進するため、大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動、安全やサービス向上のための乗務員研修について必要な助言等に努めます。</p>		<p>(平成27年度) 大阪福祉タクシー運営連絡協議会が作成したリフト付き福祉タクシーに関するポスター、リーフレットを関係機関に配布し、普及啓発を行った。</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○福祉有償運送の推進(地域福祉課) 社会福祉法人やNPO法人等の非営利法人が、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う移送サービスである福祉有償運送について、制度周知や広域的な調整を行います。</p>		<p>(平成27年度) 府内7カ所(大阪市、北摂ブロック、河北ブロック、中部ブロック、泉州ブロック、枚方市、箕面市)で設置されている運営協議会に対して事業の推進に必要な情報を提供するなど、運営協議会の運営を支援した。また、福祉有償運送制度の利用方法や福祉有償運送を実施している事業者の一覧表を府ホームページに掲載するなど、制度の広報に努めた。</p>	<p>○引き続き、市町村の円滑な運営を支援するとともに、ホームページの充実により、制度の広報に努める。</p>
<p>○指定事業者等に対する指導等(推進G) 指定障がい福祉サービス事業者・施設等に対し、指定時の研修や毎年行う集団指導において、利用者の人権や障がい特性に配慮した助言・指導を実施します。 また、個別の事業者に対して、実地指導を行い、虐待の防止や適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を行い、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。</p>	<p>目標値 毎年、集団指導を実施</p>	<p>(平成27年度) ○サービスの質の向上を図るため、指定事業所・施設に対する実地指導などを実施した。 ・指定時研修 事業所・施設の指定時に開催(年12回) ・集団指導 全指定事業所・施設を対象として、「者対象」事業所・5月、「児対象」事業所・9月実施 ・実地指導 「者対象」事業所・139事業所、「児対象」事業所・58事業所実施</p>	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○利用者本位の障がい者福祉制度の推進(企画G) 障がい者福祉制度が円滑に運営されるよう、ホームページや広報物により、制度内容や改正点等について利用者等への周知を図るとともに、障がい福祉サービス利用等の実態についての調査をふまえ、国に対し利用者負担のあり方等、制度の改善に向けた要望を実施するなど、利用者本位の障がい者福祉制度の円滑な推進を図ります。</p>		<p>(平成27年度) 障害保健福祉関係主管課長会議にあわせて平成28年3月15日に市町村説明会を開催した。 障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施した。本指導は、2年に1回以上実施するものとされており、平成27年度は22市町村を実施した。 「国の施策並びに予算に関する提案・要望(福祉関連)(H27.7)」や「障がい者福祉施策の推進に係る提言(H27.10)」などを通じて、国に対し制度の改善に向けた要望を実施した。</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○市町村との連携(企画G) 障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。</p>		<p>(平成27年度) 障がい者自立支援制度の円滑な運営を図るため、平成17年12月に、障がい保健福祉室、市長会及び町村長会が共同で、「障がい者自立支援ワーキングチーム」を設置し、制度上の課題等について検討を行う「自立支援制度ワーキング」を開催している。本ワーキングは、法律の名称変更に伴い、平成25年度から名称を「障がい者制度ワーキング」としており、平成27年度は3回開催した。 ○テーマ「障害者総合支援法の附則における3年後の見直し規定に係る協議・検討」 障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施した。本指導は、2年に1回以上実施するものとされており、平成27年度は22市町村を実施した。〔再掲〕</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>(3)地域で暮らし続ける ③相談支援体制の強化</p>			
<p>○市町村の相談支援の充実(地推G) 障がい者が抱えるニーズに対し、きめ細かくに対応する相談支援体制の充実・強化に向けた取組みに対し支援を行うとともに、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置促進を図ります。 また、大阪府全体の相談支援体制の底上げを図るため、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザー派遣を行います。</p>	<p>目標値(平成29年度) すべての市町村で基幹相談支援センターを設置</p>	<p>(平成27年度) ○基幹相談支援センターの設置(平成28年3月末現在) ・設置市町村数:28市町村</p>	<p>○引き続き、設置市町村の先行事例の紹介、情報共有による市町村支援に取り組んでいく。</p>

第 4 次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みの実施状況について（生活場面「地域やまちで過ごす」）

<p>○ケアマネジメントの推進(地推G)</p> <p>障がい者のニーズを的確にふまえたサービス等利用計画の作成や、関係機関との連携に基づき適切な支援が行える相談支援専門員の養成を図るとともに、専門的な知識の習得やより質の高い支援を提供できるよう、相談支援専門員のスキル向上に努めます。</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>相談支援専門員の養成・確保 大阪府内で活動する相談支援専門員数2,300人</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>○相談支援従事者初任者研修 ・修了者数 886人(参考:平成26年度実績1,062人) ○研修修了者が確実に相談支援事業所に従事するよう指定権者である市町村と連携。</p>	<p>○継続的な研修定員数の確保が必要 ○研修受講、修了時に市町村との連携強化し、着実な配置を促進することが必要 ○有資格者へ現任研修受講周知し配置を促進することが必要</p>
<p>○発達障がい児者施策の充実(発達G)</p> <p>大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)の運営を通じて、発達障がい児者と家族に対する専門的な相談支援や就労支援等を行うとともに、地域の相談支援事業所等に対して発達障がい者支援コーディネーターを派遣し、事業所への機関支援や従業者に対する人材育成を行い、地域における支援力の向上を図ります。</p>	<p>目標値(平成27年度)</p> <p>府内全域で発達障がい児者の相談窓口となる相談支援事業所の整備</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>発達障がいに対応する相談支援事業所を府内43市町村に確保した。</p> <p>平成14年6月に「自閉症・発達障がい支援センター」(平成17年12月に発達障がい者支援センターに改称)を設置し、府内における発達障がいを有する障がい児(者)とその家族を対象に、相談・情報提供・療育・就労支援を行うとともに、関連施設・関係機関・関係団体等との連携のもと、発達障がいに係る情報提供や連絡調整、指導者養成研修などの支援事業(「発達障がい者支援センター運営事業」)を行った。</p> <p>○相談支援延べ件数 3,685件 ・発達支援関連相談延べ件数 2,224件 ・就労関連相談延べ件数 1,461件</p> <p>○個別支援のための調整会議等の開催 76回 ○連絡協議会等の開催 24回 ○普及啓発研修の実施 56回</p> <p>発達障がい児者の診断や療育を実施する拠点施設の府内展開を図り、診断・療育のためのシステムの拡充を行い、発達障がい児者とその家族を支援(発達障がい児者支援事業)した。</p> <p>○主な事業及び委託先 ・専門医師養成研修:大阪府立母子保健総合医療センター ・小児科医・児童精神科医の研修:大阪自閉症研究会 ・精神科医師養成研修:(一社)大阪精神科病院協会、(公社)大阪精神科診療所協会 ・幼稚園教諭、保育士研修:(社福)北摂杉の子会 ・通所支援事業者育成・ペアレントトレーニング事業:府内6施設の社会福祉法人</p> <p>発達障がい児者を支援するため、保健、福祉、教育、労働などの庁内関係部局が横断的に連携を図る庁内推進会議を開催した。</p> <p>発達障がい児者支援体制整備検討部会を3回及び子ども及び成人両ワーキンググループを各2回開催した。</p>	<p>○平成27年度末に目標達成。</p>
<p>○難病患者に対する相談支援機能の充実(地域保健課)</p> <p>近年の医療技術の進歩や核家族化の進行等に伴い、複雑、多様化する患者ニーズに対応するため、地域性を活かした支援を行う「保健所、保健センター、保健福祉センター」、専門性を活かした相談支援を行う「大阪難病医療情報センター」、当事者性を活かした相談事業を行う「大阪難病相談支援センター」が、それぞれ連携しながら、地域で生活する難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安の解消を図ります。</p>		<p>(平成27年度)</p> <p>大阪難病相談支援センターにおいて、難病患者・家族の日常生活における相談・支援に努めた。</p> <p>○相談件数 ・来所:128件 ・電話・メール:1085件</p> <p>保健所に難病相談支援センターニュースや各種学習会の案内を配付し事業啓発を行った。 大阪難病医療情報センターにおいて、難病患者・家族や医療・保健・福祉関係機関からの医療等に関する相談・支援に努めた。</p> <p>○相談件数 ・電話・来所面接・メール:4387件</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○高次脳機能障がい者に対する支援(地推G)</p> <p>全国の拠点である国立障害者リハビリテーションセンター主催の研修会等に参加し、高次脳機能障がい者支援コーディネーターのスキルアップを図り、高次脳機能障がい者の社会復帰等に向けた専門的な支援について相談等を通じて充実を図ります。</p> <p>さらに府内関係機関(市町村・医療機関・福祉サービス事業所等)に対する研修を行うことで高次脳機能障がい者に対する理解を深め、地域支援ネットワークの構築により連携強化を図ります。</p>	<p>目標値(平成29年度まで)</p> <p>・二次医療圏ごとに研修会を開催1回以上/年 ・高次脳機能障がい地域支援ネットワークの構築 8圏域(すべての二次医療圏)</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>8つの二次医療圏において、研修の実施と、「圏域ネットワーク会議」を年に1~4回開催した。</p> <p>○研修の実施 ・府民及び支援関係機関等職員 1回/年開催:325名 ・医療関係機関等職員研修 1回/年開催:182名 ・市区町村・相談支援事業所等職員研修 1回/年開催:227名 ・相談支援者養成研修 3日間/年開催:受講者数55名</p> <p>○「圏域ネットワーク会議」の開催 ・8圏域の参加者計:1325名 (うち、7圏域では、地域支援ネットワーク体制整備事業の委託を受けて開催。)</p> <p>高次脳機能障がい者支援普及事業として、障がい者医療・リハビリテーションセンターを支援拠点機関として、支援コーディネーター5名を配置し、外傷性脳損傷や脳血管障がい等による認知障がいを中心とする</p>	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>

第 4 次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みの実施状況について（生活場面「地域やまちで過ごす」）

		後遺症がある高次脳機能障がい者への専門的な支援を行うとともに、支援拠点機関を中心とした関係機関との地域支援ネットワークの充実を図り体制整備を推進した。 ○相談案件数:915 件	
(3)地域で暮らし続ける ④自立支援協議会の機能強化			
○市町村の自立支援協議会の活性化に向けた支援(企画G、就労G、整備G) 地域における相談支援体制のネットワーク組織である自立支援協議会の活性化や機能強化のための支援を行います。 また、市町村の自立支援協議会に必要な専門部会が設置され適切に運営されるよう働きかけるとともに、市町村の自立支援協議会の活動事例や先行事例を活用した支援体制の充実のためのモデルケースの紹介などを行い、地域におけるネットワークの強化を側面的に支援します。	目標値(平成29年度) ・地域移行に関する専門部会等を設置する市町村数 43(すべての市町村) ・就労支援に関する専門部会等を設置する市町村数 43(すべての市町村)	(平成 27 年度) 「各地域協議会の運営状況の共有」「地域課題や対応策に関する相互の情報交換による取組みの活性化」「顔の見える関係の構築」等を目的として、地域自立支援協議会情報交換会を開催した。平成27年度は、特に、自立支援協議会の核である「相談支援」をテーマに企画し、7月と2月の2回の開催を通じて、地域自立支援協議会と相談支援事業所のつながりについて在るべき姿の提示と、より質の高いサービス等利用計画の作成を促した。また、情報交換会における基礎資料として、地域協議会ごとの部会構成や開催頻度をとりまとめた。 ○地域移行に関する専門部会等を設置する市町村数:25 ○就労支援に関する専門部会等を設置する市町村数:34	○依然として、地域協議会ごとの取組み状況のばらつきが大きく、継続した活性化方策が必要と考える。
○大阪府障がい者自立支援協議会の運営(企画G) 大阪府障がい者自立支援協議会を運営し、地域課題の収集・検討を行うとともに、地域移行や就労施策など主要課題の進捗状況の把握やあり方等について協議し、府域における障がい福祉施策の充実に努めます。 また、地域では解決困難な課題について、障がい保健福祉圏域や大阪府域全体で協議する機能を大阪府障がい者自立支援協議会に位置づけ、大阪府レベルでのネットワークの強化を図るとともに、医療、教育、就労関係機関等を対象にケアマネジメントによる支援への理解と参画を図るため、研修や制度の周知を行います。		(平成 27 年度) 大阪府障がい者自立支援協議会を開催した。 ○全体会:2 大阪府障がい者自立支援協議会に属する各部会の進捗状況について把握し、全体会において報告を行った。また、第3期大阪府障がい福祉計画の最終年度である平成 26 年度の実績について取りまとめ、報告を行った。	○引き続き、取組みを推進していく。
(3)地域で暮らし続ける ⑤地域福祉の視点			
○地域福祉支援計画への障がい当事者ニーズの反映(地域福祉課) 地域福祉の計画に反映するため、障がい当事者のニーズの把握に努めます。		(平成 27 年度) 障がい者支援団体等の役員に大阪府地域福祉推進審議会の委員として参画していただき、意見を頂くなどして策定した、第3期大阪府地域福祉支援計画を市町村など関係機関に広く周知した。	○引き続き、地域福祉推進審議会に障がい者支援団体等関係者を委員として参加いただくとともに計画の周知に取り組む。
○地域福祉支援計画に基づくセーフティネットの構築(地域福祉課) 広域自治体として有する多様な行政資源や人材・ネットワーク等を通じて、個々の市町村や地域社会にとどまらない広域的・専門的な課題の解決に取り組むとともに、社会福祉を目的とする各分野と連携強化を図ることで、府域における地域福祉のセーフティネットの充実・強化に努めます。		(平成 27 年度) 「市町村地域福祉担当課長会議」において、小地域ネットワーク活動推進事業やCSW等配置事業など、市町村の地域福祉のセーフティネットの構築を促進するための施策についての情報提供等を行った。 「地域福祉のコーディネーターのための基礎研修」においてCSWや市町村職員に対し、第3期大阪府地域福祉支援計画における地域福祉のコーディネーターの協働の必要性や「コミュニティソーシャルワーカーの配置事業に関する新ガイドライン」などを周知し、コーディネーター間の連携促進に取り組んだ。 「CSWブロック別連絡協議会」などにおいて、CSW同士の連携や他のコーディネーター(SSW等)との連携について、制度や活動内容の理解促進などの連携促進に努めた。 ○ブロック別CSW連絡会開催状況 ・三島・豊能ブロック 1回 ・北河内ブロック 1回 ・中河内・南河内ブロック 2回 ・泉州ブロック 4回	○引き続き、先進事例の情報提供等及び研修や連絡協議会等を通じた連携促進など、市町村のセーフティネット構築に向けた取組みを支援し、府域のセーフティネットの更なる充実・強化を図る。
○社会福祉協議会の取組みの充実(企画G、地域福祉課) 地域福祉の推進を担う地域の社会福祉協議会が、障がい者福祉にさらに積極的に取り組むよう働きかけます。		(平成 27 年度) 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が大阪府障がい者自立支援協議会及びその各部会に委員として参画すること等を通じて、障がいのある人々が地域で自立した生活を送るための、多様なニーズに応じたきめ細やかな支援体制の構築に、大阪府と社会福祉協議会が協同して取り組んだ。	○引き続き、取組みを推進していく。
○市町村における地域福祉セーフティネット構築のための取組み(地域福祉課) 障がい者等援護を要する人を早期に見出し、必要なサービスにつなげていくため、市町村の小地域ネットワーク活動推進事業、コミュニティソーシャルワーカー等配置事業等に対し、地域福祉・子育て支援交付金による財政的支援を行うことにより、市町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。 また、コミュニティソーシャルワーカーや障がい者相談支援事業所など地域福祉のコーディネーターの協働体制づくりの具体的な方策について検討を進め、分野を横断した支援		(平成 27 年度) すべての要援護者が安心して生活できるよう、小地域ネットワーク活動推進事業やCSW等配置事業など、地域住民による支え合い、助け合い活動を推進する事業に対して「地域福祉・子育て支援交付金」による支援を行い、市町村の地域福祉のセーフティネットの構築を促進した。 ○地域福祉・子育て支援交付金実績 ・交付市町村数 (37市町村(政令・中核市を除く府内全市町村))うち、小地域ネットワーク活動推進事業実施市町村 37市町村 CSW配置状況 37市町村 150名	○今後も地域福祉・子育て支援交付金による財政的支援を行うとともに、研修やブロック別連絡協議会等における情報提供等を通じて、CSW 相互や地域福祉のコーディネーター間の連携・協力体制の一層の強化を図る。

第4次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組の実施状況について（生活場面「地域やまちで過ごす」）

<p>施策の総合化に取り組みます。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・交付額合計 1,983,270,000 円 ○セーフティネット構築に資する交付金を活用した事業例 <ul style="list-style-type: none"> ・孤立死予防事業(独居の方の孤立死に関する対応のため、必要に応じて現地へ急行する等を行う) ・高齢者等安心生活支援事業(高齢者等に、乳酸菌飲料を配布し、安否確認等を行う) 等 <p>「地域福祉のコーディネーターのための基礎研修」及び「市町村地域福祉担当課長会議」においてCSW や市町村職員に対し、第3期大阪府地域福祉支援計画における地域福祉のコーディネーターの協働の必要性や「市町村におけるコミュニティソーシャルワーカーの配置事業に関する新ガイドライン」などを周知し、コーディネーター間の連携促進に取り組んだ。</p> <p>「CSWブロック別連絡協議会」などにおいて、CSW 同士の連携や他のコーディネーター(SSW等)との連携について、制度や活動内容の理解促進などの連携促進に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ブロック別CSW連絡会開催状況 <ul style="list-style-type: none"> ・三島・豊能ブロック 1回 ・北河内ブロック 1回 ・中河内・南河内ブロック 2回 ・泉州ブロック 4回 	
<p>○福祉基金による助成(地域福祉課) 地域福祉活動の振興や府民の福祉意識の向上に寄与する事業(障がい者や高齢者、児童などへの支援等)に助成を行い、府民の自主的な社会福祉活動を支援します。</p>		<p>(平成27年度) 障がい者、高齢者、児童等への支援活動など府民福祉の向上に寄与することを目的に、府民が行う自主的な福祉ボランティア活動や地域福祉活動に対して助成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉振興助成実績(ボランティア活動など地域福祉活動の支援) <ul style="list-style-type: none"> ・助成団体数 119 団体 ・助成総額 24,662 千円 	<p>○引続き、福祉基金による助成制度のあり方や手法について検討を進め、より効果的・効率的な制度運営を図る。</p> <p>○福祉基金を活用した事業の成果を広く府民にPRする等、寄附者や助成団体増加を図るための手法の検討を進める。</p>
<p>(3)地域で暮らし続ける ⑥障がい者に対する住民の理解</p>			
<p>○施設コンフリクトの解消(人権局、推進G) 「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、障がい者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際して周辺住民との間におこる施設コンフリクトの解消に向けた取組みを継続・強化します。 「人権局ホームページ」を活用する等、啓発を図ります。また、地域住民に理解されるよう、障がい福祉施設等の設置者が、日常的に地域交流を進めるよう指導します。コンフリクトが発生した際には、施設や関係機関等と協力して、コンフリクトの解決に努めます。</p>		<p>(平成27年度) 「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、人権局ホームページを活用することによって、府民の障がい者等に対する理解の促進と意識の高揚を図った。</p>	<p>○引き続き、取組みを推進していく。</p>
<p>(3)地域で暮らし続ける ⑦福祉サービスを担う人材の確保</p>			
<p>○福祉人材の確保に向けた総合的な取組み(地域福祉課) 他の職種に比べて有効求人倍率が高い水準で推移する等、福祉・介護人材の確保は全国的に厳しい情勢にあります。福祉・介護サービスを充実させ、福祉・介護の基盤を支える人材を確保するため、大阪福祉人材支援センターの活用やハローワーク等関係機関と連携し、より効果的な手法により人材の確保・定着に努めるなど総合的な取組みを進めます。</p>	<p>目標値(平成29年度) ・17万4千人 ※厚生労働省推計ツールによる仮試算値。今後、市町村介護保険計画における数値の精査により、変動する可能性がある。</p>	<p>(平成27年度) 急激な少子高齢化の進展の下、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年に向けて、今後ますます増大・多様化していく福祉・介護ニーズに対応していくために、介護人材を安定的に確保し、定着を図るため「地域医療介護総合確保基金」を活用した「介護人材確保・職場定着支援事業」等を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業 大阪福祉人材支援センターにキャリア支援専門員を配置し、キャリア支援専門員が事業所や学校等を個別訪問し、求人・求職者双方のニーズを把握することでマッチング機能の強化を図った。また、地域関係機関と連携し、地域ぐるみで人材の円滑な参入を促進した。 ○実績 <ul style="list-style-type: none"> ・合同面接会 160 人 ・セミナー参加者数 5,121 人 2. 参入促進・魅力発信事業 福祉・介護分野に関心のある方などを対象にした職場体験を実施する。また、教育関係機関と連携を図り、大学生や高校生など若年者を対象に福祉の職場体験バスツアーをはじめとする福祉体験の機会を提供することにより、福祉分野が進路の選択肢となるよう、福祉・介護の魅力を発信した。 ○実績 <ul style="list-style-type: none"> ・職場体験者数 782 人 3. 介護人材キャリアパス支援事業 介護福祉士等養成施設の教員が、府内の介護保険法に基づくサービス提供を行う小規模の事業所のニーズにあった研修計画の策定支援や研修主任の育成等を行うことにより、介護職員が事業所において見通し(キャリアパス)を持って働けるよう、資質の向上ができる体制づくりを支援し、職場定着を支援した。 	<p>○福祉・介護人材育成確保対策の推進について、引き続き介護分野への参入促進や介護人材の資質の向上に努めるとともに、地域における関係機関との連携や、教育機関との連携強化を図る。</p>

第 4 次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みの実施状況について（生活場面「地域やまちで過ごす」）

<p>○大阪府福祉人材支援センターの運営(地域福祉課)</p> <p>社会福祉施設等の福祉の現場において安定した人材確保を図るため、大阪府福祉人材支援センターを運営し、福祉人材の確保及び養成の支援につながる各種事業を実施します。</p>	<p>目標値</p> <p>障がい者雇用促進の観点から就労相談窓口を設置し、就職フェアを開催(夏1回、冬1回)</p>	<p>(平成 27 年度)</p> <p>福祉分野における職業紹介や求人・求職相談などの無料職業紹介業務を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紹介人数 438 人 ・求人相談 15,005 件 ・求職相談 5,202 件 <p>府内の社会福祉施設等と福祉分野への求職者との面談の場を提供することにより、福祉人材確保の推進を図るため、合同求人説明会の開催「福祉の就職総合フェア2015 in OSAKA&セミナー」と合同求人説明会「福祉の就職フェアSPRING in OSAKA&セミナー」を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合同求人説明会「福祉の就職総合フェア2015 in OSAKA&セミナー」の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・日時・場所 平成 27 年 7 月 18(土)、19(日) 大阪府立体育会館 ・参加法人数 281 法人 ・来場者総数 2,831 人うち求職者数 1,810 人 ○合同求人説明会「福祉の就職フェアSPRING in OSAKA&セミナー」の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・日時・場所 平成 28 年 3 月 5日(土)京セラドーム9階スカイホール ・来場者数 901 人(227 法人) 	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の養成(地域福祉課、地サG)</p> <p>身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等異なるさまざまなニーズに対応できるホームヘルパー等の確保を図るため、養成研修を実施するとともに、現在従事しているホームヘルパーに対して、利用者のニーズに応じて適切にサポートできる技能を向上するための研修を実施します。</p> <p>また、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための移動を支援する同行援護従業者及びガイドヘルパー(全身性障がい、知的障がい及び精神障がい)を確保するため、研修事業者の適切な指定等に努めます。</p>	<p>目標値</p> <p>介護職員初任者研修修了者(ホームヘルパー)を対象とした研修を毎年1回実施</p>	<p>(平成 27 年度)</p> <p>障がい者が安心して利用できる介護サービスを提供できる人材を養成するため、訪問介護員2級課程修了者を対象に、障がい者の特性に対する理解と専門的知識、技術を習得させる居宅介護従業者養成研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○養成人数:95 人 <p>視覚障がい者移動支援事業従事者及び同行援護従事者の資質向上を図るための指導者を養成する研修に受講者を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○派遣人数:7 名 <p>【知事指定事業者による実施分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護従業者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> 受講者人数 0 人 / 指定事業者数 0 団体 ○移動支援従業者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> ・全身性障がい者課程 <ul style="list-style-type: none"> 受講者人数 3,117 人 / 指定事業者数 84 団体 ・知的障がい者課程 <ul style="list-style-type: none"> 受講者人数 1,196 人 / 指定事業者数 51 団体 ・精神障がい者課程 <ul style="list-style-type: none"> 受講者人数 297 人 / 指定事業者数 18 団体 ○同行援護従業者養成研修(平成 23 年 10 月 1 日～) <ul style="list-style-type: none"> 受講者人数 5,830 人 / 指定事業者数 64 団体 	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○保育所保育士や放課後児童クラブ指導員等に対する研修の実施(子育て支援課)</p> <p>保育所保育士や放課後児童クラブ指導員等の資質の向上を図るため、障がい児の保育や援助方法など、必要な知識や技術に関する研修を実施します。</p>	<p>目標値</p> <p>保育士・指導員等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回実施(200名以上受講)</p>	<p>(平成 27 年度)</p> <p>障がい児保育を担当している保育士等を対象として、障がい児の保育に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施した(毎年度1回開催)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○参加人数 93 人(平成 27 年 11 月実施) <p>全市町村(政令市、中核市を除く)の放課後児童クラブ指導員を対象とした研修を 4 日間実施した。このうち1日は、放課後児童クラブにおいて障がい児への理解とその対応がなされるよう、「障がいの理解とその対応」をテーマとして取り上げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○参加人数 171 人 	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○精神保健福祉関係機関職員研修の実施(地域保健課)</p> <p>こころの健康総合センターを中心に精神保健に関する年間研修計画を作成し、精神保健福祉関係機関職員を対象に、障がい特性に応じた専門的な支援や、障がい者の権利擁護の視点を持った支援を実施できる人材の養成を図ります。</p>	<p>目標値(平成27年度)</p> <p>精神保健福祉関係機関職員を対象として精神保健に関する専門的な研修を実施し、延べ1,030人受講</p>	<p>(平成 27 年度)</p> <p>こころの健康総合センターにおいて府職員及び関係機関職員への研修を実施した。</p> <p>「精神保健福祉法(第 6 条)」及び「精神保健福祉センター運営要領」に基づき、精神保健福祉業務・活動に従事する職員(健康医療部精神保健福祉担当職員・医療機関職員・障がい福祉サービス事業所等職員・市町村担当職員等)の資質の向上を目的に、広く関係者の育成を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康医療部精神保健福祉業務従事者研修 <ul style="list-style-type: none"> ・新転任研修 延べ 87 名 ・現任研修 延べ 140 名 ○市町村および関係機関精神保健福祉業務担当者研修 	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>

第4次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みの実施状況について（生活場面「地域やまちで過ごす」）

		<ul style="list-style-type: none"> ・新任研修 延べ 463 名 ・現任研修 延べ 41 名 ○自殺対策関連研修 <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防相談従事者養成研修、認知行動療法研修、自死遺族相談従事者養成研修等 延べ 537 名 ○障害者自立支援法関連研修への技術支援・技術提供及び下記研修会への講師派遣及び企画等技術提供 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい支援区分認定調査員研修講師 ・日常生活自立支援事業新任者研修会講師 ・大阪府相談支援従事者専門コース研修講師 ・福祉専門職研修講師 ・障がい者虐待防止・権利擁護研修への支援(企画運営・技術提供等) ・障がい者ホームヘルパー養成研修講師 ・グループホーム世話人等研修講師 ・大阪府内の知的障がい者福祉関係機関職員に対する機関研修会講師 ・市町村障がい者自立支援協議会研修会講師 	
○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(地推G) 事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」を養成します。	目標値 サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(2日課程)を年3回実施	(平成27年度) ○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者 1,190名(うち児童 456名) ○相談支援従事者初任者研修(2日課程) 885名	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。
○強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修、実践研修)(地推G) 強度行動障がいを有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成(基礎研修)及び強度行動障がいを有する者等に対し、適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成(実践研修)を実施します。	目標値 強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)を実施	(平成27年度) ○強度行動障がい支援リーダー養成研修:20事業所 ○強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修):修了者 532名 ○強度行動障がい支援者養成研修(実践研修):修了者 274名	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。
(4) まちで快適に生活できる			
○福祉のまちづくりの推進(建築企画課) 大阪府内の特定行政庁や指定確認検査機関等と連携を図り、円滑な基準適合義務の運用を図ります。また、福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー化が図られた施設の円滑な利用を促進するため、民間事業者等との連携によりバリアフリー情報の発信、提供がなされるよう検討します。 バリアフリー化された施設の適正利用に関する啓発・助言を実施します。		(平成27年度) バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の理念や趣旨、基準等を記載し、都市施設の設計時や維持管理時における配慮事項等をわかりやすくまとめた「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を当事者参加のもと策定するため、ガイドライン勉強会や福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会を開催した。 ○開催実績 ・第1回 福祉のまちづくり条例ガイドライン勉強会 平成27年5月29日 ・第2回 " 平成27年6月26日 ・第3回 " 平成27年7月24日 ・第8回 福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 平成27年11月27日 ・第9回 " 平成27年12月18日 福祉のまちづくりが円滑に推進されるよう、その進行管理や推進方策について検討する「大阪府福祉のまちづくり審議会」(平成24年11月設置)を開催した。 ○開催実績 ・第4回 平成27年9月25日 既存施設改善計画定期調査報告を実施した(平成27年7月～8月)。	○引き続き、取り組みを推進していく。
○府有建築物の福祉整備の推進(建築企画課、公共建築室計画課) 府有建築物の新築・建替にあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例に適合するように整備します。 また、不特定多数の府民が利用する既存府有施設について、大阪府福祉のまちづくり条例に沿った福祉整備を推進するとともに、施設利用者向けに、施設のバリアフリーに関する情報発信を促進します。		(平成27年度) 府有施設のバリアフリー性能表示に向けた庁内調査(平成27年7月～8月)を実施するとともに、調査を基に、府有施設のバリアフリー情報をホームページに掲載・更新した。	○引き続き、取り組みを推進していく。
○府営公園の整備(公園課) 大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、新ハートフル事業として、障がい者や子どもから高齢者まであらゆる人々が安心して利用できるよう整備を行います。 ▼らくらく1ルートの整備 各公園の見所をめぐる1ルートを設定し、障がい者や子どもから高齢者まであらゆる人々が安心して散策できるよう、段差の解消・スロープの設置等を行います。		(平成27年度) 枚岡公園など3公園で、高齢者や障がい者、幼児などあらゆる人々の利用に配慮した公園づくりを進めるための改修を実施した。	○引き続き、取り組みを推進していく。

第4次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みの実施状況について（生活場面「地域やまちで過ごす」）

<p>○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進(建築企画課)</p> <p>駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想を作成する市町村に対し、関係部局が連携し、作成の進め方・事業手法や補助制度・進捗管理等に関して、情報提供や助言を行うことにより、地域のバリアフリー化を効果的に推進します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで)</p> <p>平成27年度末時点の実績(32市1町、132地区)をふまえ、未策定市町村での早期作成をめざす</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>○基本構想作成状況</p> <p>・平成13～27年度作成済 33市町132地区 (うち、平成28年度作成 1市 新規2地区 見直し1地区)</p> <p>○基本構想未策定市町への策定依頼(平成27年4月～平成28年3月)</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○交通安全施設等整備事業の推進(道路環境課)</p> <p>安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道、自転車歩行者道の整備や歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等を推進します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで)</p> <p>「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、移動等円滑化を実施</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>安全で快適な歩行空間を拡大するため、歩道、自転車歩行者道の整備及び歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用点字ブロック等の整備改善を推進した。</p> <p>○平成27年度末時点</p> <p>・府管理道路の特定道路指定地区数 55地区(52.50km) うち39地区(46.15km)整備完了。</p> <p>・整備率 87.9%</p>	<p>○バリアフリー化の整備内容に、歩道設置・幅も含まれており、用地買収が必要な路線については進捗が困難となる。</p>
<p>○バリアフリー対応型信号機の整備(府警本部交通規制課)</p> <p>障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、主要な生活関連経路において整備すべき信号機については、道路管理者との連携を図るとともに、地元住民等の合意を得ながら、バリアフリー法の基本方針に基づき、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感应信号機等の整備を推進します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで)</p> <p>「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路に設置されている信号機等について、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感应信号機等の移動等円滑化を実施</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>重点整備地区の生活関連経路等を重点に、高齢者や身体障がい者等の安全を確保するため、音響式信号機(視覚障がい者用付加装置)の設置を継続実施した。</p> <p>○視覚障がい者用付加装置</p> <p>・設置数 : 16基 (平成27年度末累計:1,547基)</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○鉄道駅舎の移動等円滑化の促進(建築企画課)</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の基本方針をふまえ、市町村が策定するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を推進します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで)</p> <p>「バリアフリー法」基本方針に基づき、鉄軌道駅の構造等の制約条件をふまえ、可能な限り移動等円滑化を実施</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>○移動円滑化事業(パリア環、駅パリア)</p> <p>・補助実績:対象なし</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○鉄道駅舎や踏切の安全確保の取組み(建築企画課・都市交通課)</p> <p>国土交通省や鉄道事業者が実施する踏切や駅舎の安全推進のための啓発事業等との連携を図ります。</p> <p>鉄道事業者が設置する可動式ホーム柵について、大阪府では国や地元市町と協調して支援することとしており、その整備促進に向けて、鉄道事業者に転落防止対策に関する計画の策定を働きかけます。</p>		<p>(平成27年度)</p> <p>平成27年12月18日に、第9回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況検討部会を開催し、JR西日本高槻駅構内に導入予定の昇降式ホーム柵の設置について、委員に意見を聴取した。</p> <p>JR高槻駅(1番・6番ホーム)、JR京橋駅(下り線ホーム)の可動式ホーム柵設置に対し、補助を実施した。</p> <p>平成27年12月18日に開催された第9回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況検討部会にて、西日本旅客鉄道株式会社がJR桜島駅、JR六甲道駅において実施した昇降式ホーム柵試行運用の結果について、委員に報告し、意見を聴取した。</p>	<p><可動式ホーム柵整備における課題></p> <p>○扉枚数や扉位置が大きく異なる様々な車両が走行する路線には、技術的に設置が困難である。</p> <p>○設置に多額のコストが必要となるため、鉄軌道事業者にかかる負担が大きい。</p>
<p>○車いす利用者用駐車場の適正利用の促進(建築企画課、企画G)</p> <p>車いす利用者用駐車区画に障がいのない人が駐車するなど、真に必要な人が利用できない状況がみられるため、適正利用の促進に向けて、府民や事業者等への啓発を行うとともに、通常の車いす利用者用駐車区画に加え、その他の配慮を必要とする人のためのスペースの設置(いわゆる「ダブルスペース」)を推進します。</p> <p>さらに、利用証を交付することにより、これらの「ダブルスペース」に駐車できる対象者を明確にすることで、不適正な駐車抑制をめざす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努めます。</p>		<p>(平成27年度)</p> <p>車いす利用者用駐車場の適正利用を呼びかけるポスターを活用し、市町村、民間施設、病院等で掲出してもらうことで、府民や事業者等へ啓発を行った。</p> <p>ダブルスペースを推進するための「府民向け」と「駐車場設置者向け」の2種類のチラシを活用し、府民や事業者等へ普及・啓発を行った。</p> <p>「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」について、府民や事業者等へ制度の周知を行うとともに、利用証申請者からの申請を受け付け、審査の結果、累計3,921件の利用証を発行した。また、府内の様々な施設へ協力依頼を行い、平成27年度末時点で、521施設へ、801区画分の「ゆずりあい駐車区画」表示カバー等の配布を行った。</p> <p>車いす利用者用駐車場の適正利用を推進するため、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインにおいてダブルスペースの取り組みや「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」について記載した。</p>	<p>○真に必要な方が必要なスペースに駐車できるよう、引き続き啓発の実施が必要。</p>